

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化しているため、低所得の子育て世帯に新たな給付金を支給します。

◆ 支給対象者

次の項目の両方に当てはまる方（※既にひとり親世帯分の給付金を受け取った方は除きます）

- ▷ 令和3年3月31日時点で、18歳未満の子（障害児の場合は20歳未満の子）を養育する父母等
（対象となる子は、平成15年4月2日（障害児の場合は平成13年4月2日以降に出生した子）から令和4年2月28日までの間に出生した子となります。）
- ▷ 令和3年度住民税（均等割）が非課税の方または新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月1日以降の家計が急変し、住民税（均等割）が非課税である方と同様の事情にあると認められる方（家計急変者）

◆ 支給額

対象となる子1人当たり 一律5万円

◆ 給付金の支給手続き

- ▷ 町や道が支給する児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、住民税（均等割）が非課税の方
 - ・ 申請手続：申請は不要です
 - ・ 支給方法：児童手当等の受取口座に振り込み
 - ・ 支給時期：7月中旬頃を予定
 - ・ 対象となる方には、町から給付金を支給する旨の文書が郵送されます
 - ※ 給付金の支給を希望しない場合は、「受給拒否の届出書」を提出してください
 - ※ 口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、「支給口座登録等の届出書」を提出してください
 - ※ 支給対象者のうち、令和3年3月以前から児童手当または特別児童扶養手当を受給されている方で、令和3年4月以降に羽幌町に転入された方は、転入前の市町村から給付金が支給されます
- ▷ 上記に該当しない方 例：高校生の年齢の子のみを養育している方（中学生以下の子を養育していない方）、家計急変者、公務員の方
 - ・ 申請手続：申請が必要です
 - ・ 支給方法：ご指定の口座または児童手当等の受給口座に振り込み
 - ・ 支給時期：町で審査後1か月を目途に支給
 - ・ 町から給付金のご案内の文書等を郵送しますので、支給対象者の要件を満たす方は申請書等を町に提出してください

◆ 申請に必要な書類

- ▷ 住民税（均等割）非課税の方の場合 …… ①の書類が必要になります
- ▷ 家計急変者の場合 …… ①及び②の書類が必要になります
 - ① 申請書（公務員の場合は所属庁の証明が必要）、本人確認書類（運転免許証等）の写し、受取口座を確認できる書類（通帳やキャッシュカード）の写し
 - ※ 申請者と児童の関係性によって、その他必要な書類を提出していただく場合がありますのでお問い合わせください
 - ② 簡易な収入（所得）見込額の申立書、給与明細書、年金振込通知書等の収入額がわかる書類、事業収入、不動産収入に係る経費の金額のわかる書類

「子育て世帯生活支援特別給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村・厚生労働省の職員などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、羽幌町福祉課子ども係や羽幌警察署または警察相談専用電話（#9110）にご連絡してください。

➡お問い合わせ先 福祉課子ども係 ☎ 68-7004（課直通）